

日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務仕様書

1. 基本事項

(1) 事業名

保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務事業

(2) 目的

本業務は、本市の公立保育所等における保育及び運営に係る業務の ICT 化を推進することにより、保育士の業務効率化・負担軽減及び保育の質の向上、さらには保育所等を利用する保護者の利便性を向上させることを目的とする。

(3) 履行期間等

① PC 機器等導入期間

契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日まで

② システム等導入期間

契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで

③ サービス利用（運用保守業務を含む）期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日

※ 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

(4) 契約に係る特約事項

この契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年日向市条例第 38 号）第 2 条の規定による契約であり、市は、契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

① 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

② 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る市の歳出予算が減額又は削除された場合

(5) 支払の方法

業務完了後、業務完了届を市に提出し、検査において適合を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(6) 履行場所

施設名	所在地	定員数	クラス数
日向市立細島保育所	宮崎県日向市細島 733	60 名	4
日向市立上町保育所	宮崎県日向市富高 6740	60 名	4

(7) 業務内容

① システム利用環境の提供

② システム導入フォロー及び初期設定支援

③ 各種マニュアルの作成

④ 操作研修の実施

- ⑤ システム運用及び保守の実施
- ⑥ 機器の調達と設定
- ⑦ 調達機器等に関する保守の実施
- ⑧ その他、本業務に必要なすべての作業

(8) 留意事項

- ① システム提供事業者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることがないように必要な措置を講ずること。
- ② システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- ③ 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ④ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定するものとする。

2. システム内容

(1) 概要

- ① 保育所を運営するほかの地方公共団体において、20 団体以上への導入・運用実績があるシステムであること。
- ② 現在までに 1,000 施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
- ③ ①②の導入・運用実績は、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体でのシステム（例えば、午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ④ 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- ⑤ 職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で1年以上の運用実績があること。
- ⑥ 定期的にバージョンアップ（機能拡張を含めた）を図る ASP サービスの形態で提供すること。（オンプレミスによるサーバー設置は不可）
- ⑦ 個人情報運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りでない。

(2) 機器類

- ① システム接続用の機器は、本案件にて同時調達予定の機器含め以下のとおりとする。
調達機器における各詳細要件は別紙「機能要件定義書」に提示した要件を満たすこと。

No	施設名称	既存端末	新規端末	
		PC	PC・タブレット	QRコードリーダー*
1	日向市立細島保育所	9 台	5 台	1 台
2	日向市立上町保育所	9 台	5 台	1 台

- ② 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、web ブラウ

ザ (MicrosoftEdge、GoogleChrome) による利用とすること。

- ③ システム接続用に新規調達した PC 等については、一次切り分け・故障対応等の保守を行うこと。
- ④ 新規調達 PC 及びタブレットについては、端末保証サービスを付けること。また保証期間は 5 年とし自然故障および破損・火災等の物損に対応していること。
- ⑤ 物損とは、破損、破裂、水濡れ、火災、落雷等の偶発の事故により対象機器に生じた故障を指しこれに対し保証されること。

(3) ネットワーク

- ① 本システムで利用する機能は、インターネットを経由して利用できること。
- ② 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度 (実測値) で安定して動作すること。
- ③ 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。
- ④ インターネット接続に当たっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- ⑤ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント担当の設置・設定業務は、本業務に含まないものとする。
- ⑥ 各保育所を含む本市のインターネット回線は庁内設置のプロキシサーバ、及び宮崎県セキュリティクラウドを経由して接続しているため、このような環境での接続に対応していること。また、システム導入時に通信先の情報 (FQDN・IP アドレス及びポート番号等) を提供すること。
- ⑦ 本システムから本市のドメイン (hyugacity.jp) を使用して電子メールを送信する場合はメール送信者認証 (SPF 及び DKIM) に必ず対応させること。なお、メール送信時に本市のドメインを使用しない場合は任意とする。

(4) 機能要件

様式第 3-1、3-2 「機能要件対応表」に定めた機能及び要件を提供できること。

(5) 帳票要件

- ① 指導計画・保育日誌等の帳票は日向市の様式 (「日向市保育業務システム帳票様式 (見本)」) をシステム上で再現すること。なお、「システム上での再現が難しい帳票」や「システム上で制限することにより帳票作成の利便性が低下する可能性が高い帳票」がある場合には、本市と別途協議の上、再現の可否を決定するものとする。
- ② 再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後、様式に変更があった際には追加の費用なく本市で変更できること。

(6) その他

- ① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに役職単位で機能別に権限 (閲覧制限/更新制限/承認制限/ダウンロード権限/利用不可) の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ② 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- ③ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化 (追加・修正等) については、追

加の費用なく提供すること。

3. システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

- ① 運用を開始するにあたり、当市で実施する設定作業の支援を現地フォロー含め適宜行うこと。
- ② 契約後、システムの導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュールおよび初期設定内容を提案し、当市の承諾を得ること。
- ③ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、当市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- ④ 導入担当者は、他の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有するなど、本事業に精通したものが担当すること。
- ⑤ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的で開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始 1 か月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ② 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作でも動画を用いてわかりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

4. 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ① 保育所からの問い合わせに対応する、施設及び自治体向けヘルプデスクを設置すること。
- ② 施設及び自治体向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問合せを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ③ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～18:00 の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせとし、24 時間受付とすること。
- ⑦ ヘルプデスクには、保育士資格及び 1 年以上の保育現場での勤務経験を有する者を 1 名以上配置すること

(3) セキュリティ対策

- ① IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）

等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。

- ② システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ③ システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- ④ 利用するウィルス対策ソフトについては、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- ⑤ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間365日の死活監視を実施すること。
- ⑥ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア3相当の基準を満たすこと。
- ⑦ SSL/TLSにより暗号化を施した上で通信すること。
- ⑧ 本市が使用する静的グローバルIPアドレスによるシステムへのアクセス制御を行えること。なお、当該IPアドレスは複数指定できること。
- ⑨ 静的IPアドレスによるアクセス制御は、緊急時は、配信権限を持たない職員であっても、IPアドレス制限や権限設定の影響を受けずに、お知らせが配信できる機能に対応すること。
- ⑩ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行うCSIRTを設置すること。
- ⑪ 受託者または、システム提供事業者はISO/IEC27001:2013（ISMS）もしくはプライバシーマークの認証を取得していること。

(4) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フォロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には、速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。また、原因切り分けを行うなど、問題解決に向けて本市や他ベンダーと積極的に協力を行うこと。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- ① システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。
- ② クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ③ 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへのバージョンアップを行うこと。
- ④ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- ⑤ その他保守サポートについて、追加費用を必要とせずに提供できる機能追加など有効な提案があれば併せて提案すること。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

5. 納品成果物

本事業における納品成果物は次に定めるとおりとする。各成果物については、電子媒体で提出すること。また、ファイル形式は市において読み書きできるものとする。

(1) 保育業務支援システム一式

- ① 保育業務支援システムサービス
- ② 利用端末一式

※システムが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

(2) 完成図書

- ① 機器一覧表
- ② 業務計画書 1 式 ※契約締結後速やかに提出すること。
- ③ システム操作マニュアル（利用者用） 1 式
- ④ システム操作マニュアル（施設管理者用） 1 式
- ⑤ システム操作マニュアル（システム管理者用） 1 式
- ⑥ 打合せ議事録 1 式

6. 個人情報等保護

当該業務を処理するため個人情報やシステム運用に係る情報資産等を取り扱うにあたり、「日向市個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

7. 成果品の帰属（著作権等）

(1) 受注者は、本規定に定める以外の本業務による納入物の著作権、並びに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を、本市に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は契約料に含まれるものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。

(2) 納入物のうち本件プログラムについては次の定めに従い、取り扱うものとする。

- ① 本件プログラムに結合され又は組み込まれていたもので、受注者が従前から有していたプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）及び受注者が業務の実施中、新たに作成したプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）の著作権並びに第三者ソフト及びフリーソフトの著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。ただし、本市は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を、著作権法第 47 条の 3 の規定に基づき、複製、翻案することができる。
- ② 本市及び受託者が業務遂行において、本市の仕様により新たに作成したプログラムの著作権は、本市及び受注者の共有とし、受注者は本市の許可を得た上で、著作権法に基づき自ら利用し、又は第三者に対して利用を許諾することができる。ただし、リンクバナー等画像ファイルや本市の仕様による独自デザインを行った画像ファイルの著作権、サイト等については第 1 項のとおりとする。

(3) 納入物のうち前項に定めるもの以外のドキュメントの著作物については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。

- ① 受注者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受注者が業務の実施において新た

に受注者が単独で著作したドキュメントの著作権は、受注者に留保されるものとし、本市は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとする。

- ② 前号以外のドキュメントの著作権等の取り扱いについては、第1項のとおりとする。